

女性活躍推進法第21条の規定に基づく  
職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項

R8.4現在

項 目	数 値	備 考	
イ	当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職した職員の割合		
	女性	9.0%	
	男性	1.1%	
ロ	男女別の育児休業取得率		
	女性	100.0%	
	男性	25.0%	
ハ	男性の配偶者出産休暇等取得率	100.0%	
ハ	男性の育児参加のための特別休暇取得率	75.0%	
ニ	職員の勤務時間の状況に関する事項		
	(1)管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの1年当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間	134.1時間	課長代理～主事、技能労務職。特例的な業務を除く（選挙等）
	(2)管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合	10.5%	課長代理～主事、技能労務職
	(3)管理的地位にある職員1人当たりの1年当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間	24.7時間	参事、課長、主幹
	(4)管理的地位にある職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合	0.0%	参事、課長、主幹
ホ	職員の年次有給休暇取得日数	12.0日	令和7年集計値（1人当たり平均値）